

○口座振替による返還の取扱いについての定め

平成7年7月24日

達第919号

(趣旨)

第1条 奨学金の口座振替による返還の取扱いについては、日本育英会奨学規程（以下「奨学規程」という。）に定めるもののほか、この定めによる。

(割賦金の算出)

第2条 第一種奨学金を月賦又は半年賦で返還する場合の割賦金の額は、貸与を受けた奨学金の額（以下この条において「貸与額」という。）に応じ、奨学規程第20条第4項の表を適用した場合に得られる割賦金の年額で貸与額を除して得られる返還年数（1年未満の端数は切り捨てる。次項において同じ。）に月賦の割賦の方法（以下「月賦返還」という。）による場合は12を、半年賦の割賦の方法（以下「半年賦返還」という。）による場合は2を乗じて得られる返還回数で貸与額を除して得られる額を下つてはならないものとし、割賦金に端数が生じたときは最終回で調整するものとする。

2 第二種奨学金を月賦又は半年賦で返還する場合の割賦金の額は、貸与額に応じ、奨学規程第20条第4項の表を適用して返還年数を求め、返還年数に月賦返還の場合は12を、半年賦返還の場合は2を乗じて得られる返還回数に応じて、別に定める定率を貸与額に乗じて得られる額を下つてはならないものとし、割賦金(利息を除く。)に端数が生じたときは最終回で調整するものとする。

3 月賦・半年賦併用の割賦の方法（第5条において「併用返還」という。）で返還する場合の月賦返還及び半年賦返還の割賦金の額は、貸与額に前2項を適用して求めた月賦返還及び半年賦返還の返還回数又は返還回数に応じた定率を月賦返還の貸与額又は半年賦返還の貸与額（貸与額を2分して月賦返還の貸与額及び半年賦返還の貸与額を求め、その額に端数が生じたときは月賦返還の貸与額で調整する。）に適用して得られる額を下つてはならないものとする。

(利息の支払方法)

第3条 第二種奨学金を月賦で返還する場合において、貸与終了月又は口座振替加入前の直前の返還期日の翌月から第1回返還期日の前月27日までの期間の利息（以下「据置期間利息」という。）は、第1回返還期日から第12回返還期日までの期間に分割して支払うものとし、据置期間利息を12分して得られる額（以下「分割額」という。分割額に端数が生じたときは初回で調整する）を各割賦金に加算して支払うものとする。

(繰上返還)

第4条 繰上返還については、次の各号に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 第1回返還期日までの期間内又は割賦返還の方法に応じて月賦返還は返還期日前1月未満、半年賦返還は返還期日前6月未満及び年賦返還は返還期日前1年未満の期間内（次号において「返還期日前の期間内」という。）に当該返還期日

に係る割賦金を返還したときは当該返還期日に返還したものとみなし、次回以降の割賦金の返還期日を繰上げないものとする。

(2) 直近の返還期日の後に到来する返還期日以降の割賦金を返還期日前の期間内に返還したときは、直近の返還期日に繰上返還したものとみなし、繰上返還した額が一返還期日の割賦金（利息を除く。）に達するごとに次回以降の割賦金の返還期日を順次繰上げるものとする。

(3) 第二種奨学金に係る前2号に定める返還の場合、次回返還期日の割賦金（利息を除く。）に満たない端数の額があつたときは、その端数の額を仮受金とし、割賦金の不足額の返還があつたとき、又は次に到来する返還期日に精算するものとする。

(返還金の充当)

第5条 奨学生であつた者等から月賦返還による第二種奨学金の据置期間利息に係る返還金の支払いがあつたときは、当該返還金を次の各号に定めるところにより充当するものとする。

(1) 返還金は、据置期間利息の分割額、利息、割賦金（利息を除く。）の順に充当する。

(2) 割賦金のほかに延滞金及び督促費用を徴する必要がある場合において、その者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、督促費用、延滞金、据置期間利息の分割額、利息、割賦金（利息を除く。）の順に充当する。

(3) 直近の返還期日の後に到来する返還期日以降の割賦金を繰上返還した場合において、据置期間利息に返還未済額があるときは、据置期間利息の返還未済額、利息、割賦金（利息を除く。）の順に充当する。

2 併用返還の場合において、月賦返還の割賦金に合わせて半年賦返還の割賦金を返還するときに月賦返還の割賦金と半年賦返還の割賦金の合計額に満たない返還金の支払いがあつたときは、月賦返還の割賦金から充当するものとする。

附 則

この定めは、平成7年9月1日から施行する。